

## 第3章 市及び関係機関の業務の大綱

<b>第1節 市及び関係機関の役割と位置づけ</b>	総-3-2
1. 佐倉市	総-3-2
2. 一部事務組合	総-3-2
3. 県の機関	総-3-2
4. 自衛隊	総-3-2
5. 指定地方行政機関	総-3-2
6. 指定公共機関	総-3-2
7. 指定地方公共機関	総-3-3
8. 公共的団体	総-3-3
9. 住民、事業所及び自主防災組織等	総-3-3
<b>第2節 市及び関係機関の業務の大綱</b>	総-3-4
1. 佐倉市	総-3-4
2. 一部事務組合	総-3-5
3. 千葉県	総-3-5
4. 指定地方行政機関	総-3-6
5. 自衛隊	総-3-8
6. 指定公共機関	総-3-9
7. 指定地方公共機関	総-3-10
8. 公共的団体	総-3-11
9. 住民、事業所及び自主防災組織等	総-3-12

## 第3章 市及び関係機関の業務の大綱

### 第1節 市及び関係機関の役割と位置づけ

市及び関係機関は、災害の未然防止と被災時の応急対策等、被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次に挙げる事務又は業務について、総合的かつ計画的に実施する。

#### 1. 佐倉市

本市は、防災の第1次責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

#### 2. 一部事務組合

消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防活動を実施する場合は、佐倉市八街市酒々井町消防組合がこれにあたり、その組織及び運営については、同組合消防計画及び佐倉市地域防災計画の定めるところによる。

その他の一部事務組合が防災活動を実施する場合は、その組織活動等については、それぞれの一部事務組合の防災に関する計画等及び佐倉市地域防災計画の定めるところによる。

#### 3. 県の機関

県の出先機関は、自ら防災活動を実施し、本市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助する。

#### 4. 自衛隊

陸上自衛隊は、平素から、県、市、その他の関係機関と密接に協力し、災害対策に関し計画を作成し、災害発生時には状況に応じ、部隊等を派遣して救援等を行う。

#### 5. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。

#### 6. 指定公共機関

指定公共機関は、自ら防災活動を実施するとともに市の活動が円滑に行われるように協力する。

## 7. 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、自ら防災活動を実施するとともに市の活動が円滑に行われるように協力する。

## 8. 公共的団体

公共的団体は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに災害時には防災対策業務を行い、市、その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

## 9. 住民、事業所及び自主防災組織等

住民は、自らの生命・身体・財産を自ら守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うとともに、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄を行い、また、事業所及び自主防災組織等は、従業者、施設利用者や地域住民等の生命及び身体を守るための防災対策を主体的かつ積極的に行う等により、それぞれの立場において防災に寄与するよう努める。

## 第2節 市及び関係機関の業務の大綱

佐倉市にかかる防災に関し、本市、本市消防団、一部事務組合、千葉県、陸上自衛隊、本市地域管轄の指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体の処理すべき事務又は業務大綱は、概ね次のとおりである。

### 1. 佐倉市

#### ① 災害予防対策

- ・佐倉市防災会議に関する事
- ・各種施策に対する防災対策の検討及び実施に関する事
- ・防災組織の整備に関する事
- ・防災の調査研究、教育及び訓練に関する事
- ・食糧その他物資の備蓄及び確保に関する事
- ・防災施設及び設備の整備に関する事
- ・自主防災組織の充実及び住民の防災活動の啓発、指導に関する事
- ・その他市域の災害予防対策に関する事

#### ② 災害応急対策

- ・佐倉市災害対策本部の設置、運営に関する事
- ・関係機関との連絡調整に関する事
- ・気象情報の伝達、避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告、指示、避難所の開設に関する事
- ・情報の収集、伝達及び被害調査に関する事
- ・消防、水防その他の応急措置及び被害拡大の防止措置に関する事
- ・被災者の救護及び保護に関する事
- ・被災児童生徒の応急教育に関する事
- ・清掃、防疫、その他保健衛生に関する応急措置に関する事
- ・ボランティア活動に対する支援に関する事
- ・緊急輸送路の確保に関する事
- ・被災市営施設の応急対策に関する事
- ・災害応急対策用資材の確保に関する事
- ・災害対策要員の動員、雇上げに関する事
- ・その他市域に係る災害応急対策において必要と認める措置に関する事

#### ③ 災害復旧対策

- ・公共土木施設の復旧整備に関する事
- ・学校教育施設及び社会教育施設の復旧整備に関する事
- ・社会福祉施設の復旧整備に関する事
- ・上・下水道施設の復旧整備に関する事

- ・災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- ・被災者の生活再建の支援に関すること
- ・被災産業に対する融資等の対策に関すること
- ・その他市域に係る災害復旧事業に関すること

## 2. 一部事務組合

- (1) 佐倉市八街市酒々井町消防組合
  - ・災害情報等の収集及び広報に関すること
  - ・災害の防御、警戒及び鎮圧に関すること
  - ・要救助被災者の救出、救助に関すること
  - ・傷病者の救出、搬送に関すること
  - ・その他、佐倉市防災会議が必要と認める事務又は業務に関すること
- (2) 佐倉市、酒々井町清掃組合
  - ・一般廃棄物となる災害ごみの適正処理に関すること
  - ・その他災害に係る一般廃棄物の処理に関すること
- (3) 印旛衛生施設管理組合
  - ・災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の適正処理に関すること
  - ・その他災害に係るし尿処理に関すること
- (4) 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合
  - ・災害時における遺体の火葬の適正処理に関すること
  - ・その他災害に係る火葬処理に関すること

## 3. 千葉県

- (1) 印旛地域振興事務所
  - ・県支部内の連絡調整に関すること
  - ・災害情報の収集、伝達及び現地派遣に関すること
  - ・佐倉市が処理する事務、事業の指導及び連絡調整に関すること
  - ・災害救助についての応援に関すること
- (2) 印旛健康福祉センター
  - ・医療助産に関すること
  - ・食品衛生、生活衛生（動物を含む）及び飲料水に関すること
  - ・防疫に関すること
  - ・保健活動（栄養指導及び精神福祉活動を含む）に関すること
  - ・災害救助についての連絡調整に関すること
  - ・その他保健衛生及び社会福祉関係の災害対策に関すること。
- (3) 印旛土木事務所
  - ・水防の全般に関すること。
  - ・交通不能箇所の調査及びその対策に関すること
  - ・その他土木関係の災害対策に関すること
  - ・災害救助についての応援に関すること

- (4) 印旛農業事務所
  - ・農林関係（土地改良事業を含む）の災害対策に関すること
  - ・災害救助についての応援に関すること
- (5) 北部家畜保健衛生所
  - ・災害時における家畜伝染病対策に関すること
- (6) 水産総合研究センター内水面水産研究所
  - ・災害時における水産技術指導に関すること
- (7) 教育庁北総教育事務所
  - ・災害時における文教対策の指導に関すること
- (8) 佐倉警察署
  - ・被災者の救出及び避難に関すること
  - ・死体(行方不明者)の捜索及び検視に関すること
  - ・交通規制に関すること
  - ・防犯その他社会秩序の維持に関すること

#### 4. 指定地方行政機関

- (1) 関東財務局千葉財務事務所
  - ・主務省が行う災害復旧事業費の査定の上会に関すること
  - ・災害つなぎ資金の貸付（短期）に関すること
  - ・災害復旧事業費の融資（長期）に関すること
  - ・地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
  - ・地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
  - ・地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること
  - ・災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関すること
  - ・県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関すること
  - ・県又は市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること
  - ・民間金融機関等に対する災害関係の融資に係る指示、要請に関すること
  - ・民間金融機関等に対する預貯金の払い戻し及び中途解約に係る指示、要請に関すること
  - ・民間金融機関等に対する手形交換、休日営業等に係る指示、要請に関すること
  - ・民間金融機関等に対する保険金の支払及び保険料の払込猶予に係る指示、要請に関すること
  - ・民間金融機関等に対する営業停止等における対応に係る指示、要請に関すること

(2) 関東農政局

- ・農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること
- ・応急用食料・物資の支援に関すること
- ・食品の需要・価格動向の調査に関すること
- ・飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること
- ・飼料、種子等の安定供給対策に関すること
- ・病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること
- ・営農技術指導及び家畜の移動に関すること
- ・被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること
- ・農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること
- ・被害農業者に対する金融対策に関すること

(3) 関東経済産業局

- ・生活必需品、復旧資材等、防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること
- ・商工業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること
- ・被災中小企業の振興に関すること

(4) 関東運輸局

- ・災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること
- ・災害時における被災者、災害必要物資等の輸送調整に関すること
- ・災害時による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること
- ・災害時における応急海上輸送に関すること
- ・応急海上運送用船舶の緊急修理に関すること

(5) 成田空港事務所

- ・災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること
- ・遭難航空機の捜索及び救助に関すること
- ・指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること

(6) 東京管区气象台

- ・気象、地象、水象に伴う災害に対する気象資料の提供に関すること
- ・気象、地象（地震にあつては、地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の発表・通報に関すること
- ・災害発生時における気象観測資料の提供に関すること

(7) 関東総合通信局

- ・非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること
- ・災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること
- ・非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施（臨機の措置）に関すること
- ・電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること

(8) 関東地方整備局

- ・防災上必要な教育及び訓練等に関する事
- ・通信施設等の整備に関する事
- ・公共施設等の整備に関する事
- ・災害危険区域等の関係機関への通知に関する事
- ・官庁施設の災害予防措置に関する事
- ・災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関する事
- ・水防活動、避難誘導活動等への支援に関する事
- ・建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関する事
- ・災害時における復旧資材の確保に関する事
- ・災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関する事
- ・災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関する事
- ・災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関する事
- ・災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図ること

(9) 関東東北産業保安監督部

- ・火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等の危険物等の保安の確保に関する事

(10) 千葉労働局

- ・工場、事業所における労働災害の防止に関する事
- ・労働力の確保及び被災者の生活確保に関する事

5. 自衛隊

① 災害派遣の準備

- ・防災関係資料の基礎調査に関する事
- ・自衛隊災害派遣計画の作成に関する事
- ・防災資材の整備及び点検に関する事
- ・千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関する事

② 災害派遣の実施

- ・人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関する事
- ・災害派遣時の救援活動における防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する事



## 6. 指定公共機関

- (1) 東日本旅客鉄道株式会社
  - ・ 鉄道施設の保全に関する事
  - ・ 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事
  - ・ 帰宅困難者対策に関する事
- (2) 日本貨物鉄道株式会社
  - ・ 災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関する事
- (3) 東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
  - ・ 電気通信施設の整備に関する事
  - ・ 災害時における緊急通話の取扱いに関する事
  - ・ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事
- (4) KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社
  - ・ 電気通信施設の整備に関する事
  - ・ 災害時等における通信サービスの提供に関する事
  - ・ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事
- (5) 日本赤十字社千葉県支部
  - ・ 災害時における救護班の編成並びに、医療及び助産等の救護の実施に関する事
  - ・ 災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関する事
  - ・ 義援金の募集及び受付に関する事
- (6) 日本放送協会
  - ・ 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関する事
  - ・ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事
  - ・ 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関する事
  - ・ 被災者の受信対策に関する事
- (7) 東日本高速道路株式会社
  - ・ 東日本高速道路の保全に関する事
  - ・ 東日本高速道路の災害復旧に関する事
  - ・ 災害時における緊急交通路の確保に関する事
- (8) 成田国際空港株式会社
  - ・ 災害時における成田国際空港の運用に関する事
  - ・ 空港施設及び航空機災害に対する防災対策に関する事
  - ・ 帰宅困難者対策に関する事
- (9) 日本通運株式会社
  - ・ 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資、避難者の輸送の協力に関する事
- (10) 福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
  - ・ 災害時における物資の輸送に関する事

- (11) 東京電力パワーグリッド株式会社
  - ・災害時における電力供給に関すること
  - ・被災施設の応急対策と災害復旧に関すること
- (12) 日本郵便株式会社佐倉郵便局
  - ・災害時における郵便事業運営の確保に関すること
  - ・災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること
  - ・災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること
- (13) 独立行政法人水資源機構
  - ・水資源開発施設（導水路含む）の新築（水資源機構移行時に着手済みの事業等に限る。）又は改築及び維持管理に関すること
  - ・水資源開発施設の応急対策及び災害復旧に関すること
- (14) イオン株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート
  - ・災害時における支援物資の各種品目の調達に関すること

## 7. 指定地方公共機関

- (1) 印旛沼土地改良区
  - ・防災ため池等の施設の整備と管理に関すること
  - ・農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること
  - ・たん水の防排除施設の整備と活動に関すること
- (2) 東京ガス株式会社、角栄ガス株式会社、一般社団法人千葉県LPガス協会、日本瓦斯株式会社
  - ・ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること
- (3) 京成電鉄株式会社、山万株式会社
  - ・鉄道施設の保全に関すること
  - ・災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
  - ・帰宅困難者対策に関すること
- (4) 公益社団法人千葉県医師会
  - ・医療及び助産活動に関すること
  - ・医師会と医療機関との連絡調整に関すること
- (5) 一般社団法人千葉県歯科医師会
  - ・歯科医療活動に関すること
  - ・歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること
- (6) 一般社団法人千葉県薬剤師会
  - ・調剤業務及び医薬品の管理に関すること
  - ・医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること
  - ・地区薬剤師会との連絡調整に関すること

- (7) 千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送及び株式会社ベイエフエム
  - ・住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
  - ・住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
  - ・社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること
- (8) 一般社団法人千葉県トラック協会、一般社団法人千葉県バス協会
  - ・災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

## 8. 公共的団体

- (1) 千葉みらい農業協同組合
  - ・県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
  - ・農作物の災害応急対策の指導に関すること
  - ・被災農家に対する融資、あっせんに関すること
  - ・農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること
  - ・農産物の需給調整に関すること
- (2) 佐倉商工会議所
  - ・県、市が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
  - ・救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること
  - ・融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること
  - ・災害時における物価安定への協力に関すること
- (3) 公益社団法人印旛市郡医師会
  - ・災害時における医療救護の活動に関すること
- (4) 公益社団法人印旛郡市歯科医師会
  - ・災害時における歯科医療救護の活動に関すること
- (5) 佐倉市薬剤師会
  - ・災害時における医療救護の活動に関すること
  - ・災害時における医薬品の確保に関すること
- (6) 社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会
  - ・要配慮者の支援に関すること
  - ・災害時におけるボランティア活動の支援に関すること
- (7) 病院等医療施設
  - ・避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること
  - ・災害時における病人等の収容及び保護に関すること
  - ・災害時における負傷者の医療及び助産活動に関すること
  - ・災害時における収容者の保護及び誘導に関すること
- (8) 社会福祉施設
  - ・避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること
  - ・災害時における入所者の保護及び誘導に関すること

- (9) 金融機関
  - ・被災事業者等に対する資金の融資に関すること
- (10) 学校法人
  - ・避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること
  - ・災害時における園児、学生の保護及び誘導に関すること
  - ・災害時における応急教育計画の確立及び実施に関すること
  - ・被災施設の災害復旧に関すること。
- (11) 危険物取扱施設
  - ・安全管理の徹底に関すること
  - ・防護施設の整備に関すること

## 9. 住民、事業所及び自主防災組織等

- (1) 住民
  - ・自らの生命・身体・財産を守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うとともに、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めること
  - ・地域において消防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、県及び市が実施する防災対策に協力すること
  - ・過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること
- (2) 事業所
  - ・従業者、施設利用者等の生命及び身体を守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うよう努めること
  - ・地域において消防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、県及び市が実施する防災対策に協力すること
  - ・災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めるとともに、防災訓練の実施、復旧計画の策定、サプライチェーンの確保等の事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めること
- (3) 自主防災組織等
  - ・地域住民の生命及び身体を守るための防災対策を主体的かつ積極的に行うよう努めること
  - ・県及び市が行う防災対策に協力するよう努めること
- (4) ボランティア団体
  - ・構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること